

キャリアアップ助成金の概要

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、いわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する制度です。

● 正社員化コース

就業規則または労働協約その他これに準ずるものに規定した制度に基づき、有期雇用労働者等を正社員化した場合に助成します。

支給額（1人当たりの助成額）

正社員化前雇用形態		有期雇用労働者	無期雇用労働者
企業規模			
	中小企業	80万円（40万円 × 2期）	40万円（20万円 × 2期）
	大企業	60万円（30万円 × 2期）	30万円（15万円 × 2期）

※ 雇用状況や対象労働者の家庭の状況等によって加算があります。

● 賃金規定等改定コース

有期雇用労働者等の基本給の賃金規定等を3%以上増額改定し、その規定を適用させた場合に助成します。

支給額（1人当たりの助成額）

賃金引き上げ率		3%以上5%未満	5%以上
企業規模			
	中小企業	5万円	6万5千円
	大企業	3万3千円	4万3千円

※1 1年度1事業所あたり100人までは複数回支給申請ができます。

※2 職務評価の手法の活用により賃金規定等を増額改定した場合に加算があります。

● 賃金規定等共通化コース

就業規則または労働協約の定めるところにより、雇用するすべての有期雇用労働者等に、正規雇用労働者と共通の職務等に応じた賃金規定等を新たに作成し、適用した場合に助成します。

支給額（1事業所当たりの助成額・・・1事業所あたり1回のみ）

企業規模	支給額
中小企業	60万円
大企業	45万円

● 賞与・退職金制度導入コース（

就業規則または労働協約の定めるところにより、すべての有期雇用労働者等に関して、賞与・退職金制度を新たに設け、支給または積立てを実施した場合に助成します。

支給額（1事業所当たりの助成額・・・1事業所あたり1回のみ）

企業規模	制度	賞与又は退職金制度 いずれかを導入	賞与及び退職金制度 を同時に導入
中小企業		40万円	56万8千円
大企業		30万円	42万6千円

● 社会保険適用時処遇改善コース

雇用する短時間労働者に、以下のいずれかの取組みを講じた場合に助成します。

- ・ 新たに社会保険の被保険者要件を満たし、その被保険者となった際に、賃金総額を増加させる取組（手当支給・賃上げ・労働時間延長）を行った場合
- ・ 週の所定労働時間を4時間以上延長する等を実施し、これにより当該労働者が社会保険の被保険者要件を満たし、その被保険者となった場合

支給額（1人当たりの助成額）

（1）手当等支給メニュー

企業規模	① 1年目の取組	② 2年目の取組	③ 3年目の取組
中小企業	40万円（10万円 × 4期）		10万円
大企業	30万円（7万5千円 × 4期）		7万5千円

①、②：労働者負担分の社会保険料相当額（標準報酬月額等の15%以上）の手当支給又は賃上げ

③：基本給の総支給額の18%以上増額（賃上げ等、労働時間延長あるいはその両方による増額）

（2）労働時間延長メニュー

企業規模	延長時間	4時間以上	3時間以上4時間未満	2時間以上3時間未満	1時間以上2時間未満
	賃金引上げ率	—	5%以上	10%以上	15%以上
中小企業		30万円			
大企業		22万5千円			

※ 社会保険加入後、1年目に（1）①、2年目に（2）の取組を行った場合も助成（最大50万円）。